

神戸市立神陵台中学校いじめ防止等のための基本的な方針

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の生徒が、楽しく心豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために、「神戸市立神陵台中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」は、

- 神戸市いじめ指導三原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」を核とした指導を行います。
- 生徒、教職員の人権感覚を高めます。
- 生徒と生徒、生徒と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- いじめの問題について保護者、地域そして関係機関との連携を深めます。

の5つのポイントに重点を置いて取り組みを進める。

1. 「いじめ」とは・・・

「いじめ」とは、本校に在籍している生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の生徒が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じているもの。

本校では、「いじめ」を訴えてきた生徒の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、生徒を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応にあたる。

2. 本校の教職員の姿勢

- ・生徒一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、生徒との信頼関係を深める。
- ・生徒が自己実現を図れるように、日々分かる授業を行うことに努める。
- ・生徒の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を教員が持っていることを、さまざまな活動を通じて生徒に示す。
- ・生徒一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚を持つように努める。
- ・生徒や保護者からの話を、親身になって聞く姿勢を持つ。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等、「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を一人で抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求め、チームとして対処する。

3. 校内体制について

(1) 神陵台中学校校内いじめ問題対策委員会を設置する。

構成は、校長、教頭、関係教員、学年総務、生徒指導担当教員、養護教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとする。

(2) 校内いじめ問題対策委員会の役割

- ・本校におけるいじめ防止等の取り組みに関することや、相談内容の把握、生徒・保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。
- ・いじめの相談があった場合には、当該担任等を加え、事実関係の把握、関係生徒・保護者への対応等について協議する。なお、いじめに関する情報については、生徒の個人情報の取り扱いに十分注意しながら、本校の教職員で共有する。
- ・本校のいじめ対策についての取り組みの検証と改善を行う。

4. いじめを未然に防止するために

<生徒に対して>

- ・生徒一人一人が認められ、お互いを大切にしたい、学級の一員として自覚できるような学級作りを行う。また、学級や学校のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・分かる授業を行い、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・思いやりの心や生徒一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを、道徳の授業や学級活動をはじめ、すべての教育活動を通して育てる。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を、全ての生徒がもつよう、さまざまな活動の中で指導する。
- ・見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」、または、「いじめの疑いのある行為」を見たら教職員や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることが決して悪いことではないことも併せて指導する。

<学校全体として>

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・「学校生活をより良くするためのアンケート」を毎月実施し、結果から生徒の様子の変化などを教職員全体で共有する。なお、アンケートについては、保存年限を守り、その内容についても児童生徒がいじめへの認識を深めるとともに、実情を記入しやすいものとなるように十分に協議の上作成する。
- ・「学校生活をより良くするためのアンケート」等を活用し、担任を中心に生徒の状況を、複数の教員で観察する。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや養護教員を中心に教育相談体制の充実を図り、全教職員で生徒の心のケアに当たる。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」、または、「いじめの疑いのある行為」について本校教職員の理解を深め実践力を高める。
- ・平成27年度いじめ防止小中地域会議で作られた、いじめ撲滅スローガン「頼ってね 信じる気持ち忘れずに」を周知し、生徒会活動を中心に生徒が自主的に「いじめ撲滅」を目指す取り組みを進める。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

<保護者・地域に対して>

- ・生徒が発する変化のサインに気づいたら、すぐに学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを、各種保護者会、学校だより、ふれあい懇話会、地域での会合等で伝え、理解と協力を得る。

5. 「いじめ」の早期発見について

- ・教育相談週間を学期に1度設定し、生徒が担任に悩みを相談できる時間を確保する。
- ・日常の学校の生活の中で積極的な言葉かけを行うなど直接的なふれあいを大切に、担任と生徒が安心して心を開き相談できる関係づくりに努める。
- ・教員が意識してチャンスカウンセリングを行い、生徒の様子を見守る。
- ・生徒の様子を担任はじめ多くの教員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- ・様子に変化が感じられる生徒には、積極的に声かけを行い、安心感を持たせる。
- ・「学校生活をより良くするためのアンケート」等を活用し、生徒の人間関係や学校生活の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、生徒との信頼関係を深める。

6. 「いじめ」の早期対応について

- ・いじめに限らず、困った事や悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを生徒に伝えていく。
- ・いじめられている生徒や保護者からの訴えを親身になって聞き、生徒の悩みや苦しみを受け止め、生徒を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに、校内いじめ問題対策委員会等、校内で早期に情報を共有し、対応する。
- ・学校として組織的な体制のもとに、事実関係の把握を行う。
- ・事実関係を正確に当該生徒の保護者に伝え、学校・家庭の協力のもとに解決していく。
- ・再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者への支援と、いじめを行った生徒への指導及び保護者への支援を継続的に行う。
- ・状況によっては、教育委員会事務局、垂水・西警察署、垂水少年サポートセンターと連携して対処する。

7. 特別な支援を必要とする生徒への対応

特別支援学級に在籍する生徒、もしくは通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする生徒に対する「いじめ」の未然防止・早期発見・早期対応には一人一人の特性を正確に理解し、情報を共有したうえで十分に配慮し、全職員による支援体制を構築していく。また、個々の生徒を尊重する教育の推進のため、特別支援学級と通常学級との交流を進める。

8. インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等の利用に関して、マナーやルールづくり等について、保護者に協力を依頼する。
- ・インターネットやソーシャルメディアの危険性について、最新の情報を把握し、生徒や保護者に啓発する。
- ・情報モラル教育を積極的に進めるために、垂水少年サポートセンターをはじめとする関係機関との連携を進める。
- ・インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、迅速な対応を図るとともに、事案によっては、垂水・西警察署や法務局の人権擁護機関等の関係機関と連携して対応する。

9. 保護者・地域との連携

- ・保護者、育友会の組織と連携し、また学校運営協議会準備会を活用した朝のあいさつ運動に取り組む。
- ・地域や校区内の小学校と連携して「ふれあい懇話会」を開催し、地域・学校からいじめを撲滅するための取り組みを進める。
- ・育友会や地域の会合等で、学校でのいじめに対する取り組みを発信するとともに、家庭や地域での協力を依頼する。

10. 関係機関との連携

- ・犯罪行為等が認められるときには、垂水・西警察署や垂水少年サポートセンター、法務局の人権擁護機関等と連携した対応を行う。
- ・その他、学校の指導だけでは十分な効果をあげることが困難な場合などには、積極的に連携を行う。

1 1. いじめ、または、いじめの疑いのある事案への対処について

- ・人権に配慮しながら事実関係を的確に把握し、指導の記録を確実にとる。
- ・保護者に対して、事実について正確な説明を行うとともに、今後二度と起こらぬよう、その後の体制について説明し理解を得る努力をする。
- ・いじめられた、または、いじめられた疑いのある生徒を守るために、全教職員で情報を共有し、解決に向け、組織的な支援を行う。
- ・いじめた生徒へは、いじめは許さないという毅然とした指導を行い、相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起ささない環境を構築する。
- ・教育委員会事務局に事実関係を報告する。

1 2. 重大事態への対処

- ・いじめの、または、いじめの疑いのある重大事態が発生した際は、教育委員会事務局に迅速に報告する。
- ・重大事態が発生したことを真摯に受け止め、教育委員会事務局指示のもと、組織を設け、速やかに事実関係を把握する。
- ・いじめを受けた、または、いじめの疑いのある生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。
- ・いじめの、または、いじめの疑いのある重大事態については、本基本方針及び国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成 29 年 3 月文部科学省)」により適切に対応する。

1 3. その他

- ・学校評価においては、毎年度の取り組みについて、生徒、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取り組みの改善に生かす。
- ・この基本方針は本校の状況に応じて、神陵台中学校校内いじめ問題対策委員会において点検・見直しをすすめ、適切に改訂を行う。

平成 27 年 3 月改訂
平成 28 年 5 月改訂
平成 28 年 11 月改訂
平成 29 年 11 月改訂
平成 30 年 6 月改訂
令和元年 7 月改訂
令和 2 年 6 月改訂
令和 3 年 4 月改訂